

療養生活を支える制度・仕組みについて



病状や治療による障がい、副作用等により生活上に様々な支障がおこることがあります。ひとりではなく、様々な支援を受けることで、安心して生活を送ることができるようになります。詳しくは主治医やがん相談支援センター、病院のソーシャルワーカー等にご相談ください。

1 自宅療養について

自宅で過ごす場合、「急に具合が悪くなったり、痛くなったらどうしよう」などと不安になることもあります。あらかじめ予想される体調の変化について、対応の仕方を担当医や看護師に相談しておくことで落ち着いて対処することができます。お住いの地域によっても在宅ケアの体制が異なりますが、24時間対応してくれる訪問診療・訪問看護や介護保険制度など、在宅療養を支える仕組みがあります。

まずは、各病院の主治医や看護師、医療相談窓口、またはがん相談支援センターへご相談ください。

ケアマネジャー

自宅療養でどんな支援が受けられるか、一緒に考え計画を立てます。

ホームヘルパー

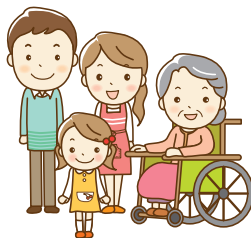
ご自宅に訪問して、日常生活の介護や買い物、掃除などの家事の援助を行います。

在宅医(訪問診療)

定期的に訪問し、痛みや症状のコントロールを行います。

訪問リハビリ

上手な身体の動かし方や筋力維持のためのリハビリ、介助の仕方の指導なども行います。



訪問看護師

在宅医と連携し、療養のお世話や点滴などの医療処置、症状の確認などを行います。

訪問歯科医

歯や口のケアなどの相談に応じます。

担当医(病院)

治療の相談や、入院が必要な状態の場合に、在宅医と連携し対応します。

訪問薬剤師

ご自宅に訪問して、お薬の説明や使用法、副作用に関する相談に応じます。

2 療養生活を支える制度、障がいや副作用の支援が知りたい

●身体障害者手帳

一定の障がいの状態にある場合、手帳取得により様々な福祉制度が利用できます。

障がいの種類により区分され、等級により受けられる福祉サービス内容が異なります。(各種割引制度、税控除、生活支援、日常生活用具助成など)

▶対象者：該当基準あり

問合せ先  各市町村の障がい福祉担当窓口

●介護保険

原則65歳以上の方が対象ですが、がんの病状により40歳から申請できる場合があります。認定により、自宅での療養時に訪問介護などの様々な生活支援や福祉用具の利用が可能になります。

▶対象者：65歳以上、40歳以上65歳未満の特定疾病該当者(該当基準あり)

問合せ先  各市町村の介護保険担当窓口または地域包括支援センター

●医療用ウィッグ(医療用かつら)および乳房補整具購入費助成事業

医療用ウィッグおよび乳房補整具の購入に係る助成支援を受けることができます。

▶対象者：山形県内に住所を有するがん治療者で医療用ウィッグおよび乳房補整具が必要な方

問合せ先  各市町村の健康福祉担当窓口

<https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/iryo/gan/gankennmin/wig.html>



●薬剤性脱毛サポート美容師への相談

研修を経て認定された美容師が、専門的な相談に対応します。

▶対象者：抗がん剤の服用にともなう脱毛や肌荒れにお悩みの方

問合せ先  山形県薬剤性脱毛サポート協議会
(山形県美容業生活衛生同業組合内)

☎023-641-5222

<https://www.ba-yamagata.or.jp/hairsupport/>



●妊よう性温存治療費助成事業

「妊よう性」とは、妊娠するために必要な能力のことで、がん等の治療で低下する場合があります。がん等の治療に際して卵子・精子・受精卵の凍結保存を行う妊よう性温存治療(療法)に対する費用助成が受けられます。また、妊よう性温存療法により凍結した卵子・精子・受精卵・組織などを用いた生殖補助医療等(温存後生殖補助医療)に係る費用の一部を助成します。

▶対象者：山形県内に住所を有する43歳未満の方

問合先  山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課

<https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/iryo/gan/ninyoseionzon.html>



●重粒子線がん治療患者支援事業

先進医療に該当する「公的医療保険対象外」の重粒子線がん治療について、治療費等の助成が受けられます。

▶対象者：山形大学医学部附属病院で先進医療として認められた重粒子線治療を受けた山形県内に住所を有する方(所得制限あり)

問合先  各市町村の健康福祉担当窓口

<https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/iryo/gan/gankennmin/jyuuryuusi.html>



●若者がん患者の在宅ターミナルケア支援事業

若者がん患者が住み慣れた自宅で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、在宅生活で必要となる介護サービスに要する費用の一部を助成します。

▶対象者：山形県内に住所を有する18歳以上40歳未満の、がんの治療を目的とした治療を行わない方(医学的知見より回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)(該当基準あり)

問合先  山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課

<https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenko/zaitakuterminalcare.html>

